

体罰等によらない 子育てを広げよう!

—みんなで育児を支える社会に—



児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。こうしたことを踏まえ、令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、「体罰は許されないもの」であることが法定化され、令和2年4月から施行されました。

なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

体罰等が子どもの成長や発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身にさまざまな悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外にしめだすなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィティの被写体にするなど

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置するなど

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど



安心感や信頼感、温かな関係で 心地よい親子関係を!

子育てをしていて、子どもに腹が立ったり、イライラしてしまうことがあるかもしれません。日ごろから次のポイントを意識して子どもと向き合い、周囲の力を借りながら子育てをしていきましょう。

子育ての具体的なポイント

- 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- 「言うことを聞かない」にもいろいろあります
- 子どもの成長・発達によっても異なることがあります
- 子どもの状況に応じて身の回りの環境を整えてみましょう
- 注意の方向を変えてみたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
- 肯定文で分かりやすく、時には一緒に、お手本に
- 良いこと、できていることを具体的にほめましょう

保護者自身の工夫のポイント

- 否定的な感情が生じたとき、まずはそういう気持ちに気付き、認めることが大切です
- 自分の時間や心に余裕がないとき、深呼吸をして気持ちを落ち着かせ、窓を開けて風にあたるなどして気分転換をしてみましょう
- 周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気付いていない支援やサービスに出会えたりします

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類や体がいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である ●表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である
- 子育てに関して強い不安や悩みを抱えている
- 子どものケガについて不自然な説明をする

虐待かもと思ったら

児童虐待は社会全体で解決すべき課題です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたり、ご自身の出産や子育てに悩んだりしたときは、迷わずご相談ください。

児童相談所
全国共通
3桁ダイヤル

いち はや く
189

相談窓口

秋田県南児童相談所 ☎0182(32)0500
秋田県南福祉事務所 ☎0182(32)3294
町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

「189」は、お近くの児童相談所への通告・相談が迅速にできる全国共通の電話番号です。

通告・相談は匿名で行うことができ、連絡者の情報や通告・相談内容に関する秘密は守られます。

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

福祉保健課

学生として転出する場合は「マル学保険証」の手続きが必要です

美郷町の国民健康保険に加入している方が、高校・大学等に就学するために美郷町以外の市区町村に転出する場合、特例により引き続き美郷町の国民健康保険を使うことができます。

※マル学保険証の手続きがないと美郷町の国民健康保険を引き続き使うことができないのでご注意ください。
(新しく「マル学保険証」が交付されます)

※学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校等と同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

「マル学保険証」の記載内容が変わった場合

「マル学保険証」に記載されている住所や氏名は、交付申請時または更新時に届け出のあった内容です。年度途中で転居したり、氏名が変わった場合は下記までご連絡ください。

【必要書類】

初めてマル学保険証の交付を受けるとき

- ・在学証明書
- ・国民健康保険被保険者証
- ・認印
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カード等)

マル学保険証を更新するとき

※毎年更新手続きが必要です。マル学保険証の交付を受けている方には、更新手続きに関する通知を3月下旬に送付します。

- ・新年度の在学証明書または学生証の写し等(学校名および学生であることが確認できるもの)
- ※編入等で学校が変わった場合は、編入先の在学証明書が必要です。
- ・国民健康保険被保険者証
- ・認印
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カード等)

申・問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907